国立大学法人東京農工大学基金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （組織） 第９条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4)　（略） (5)　次長　３人 （新設） （新設） (6)　（略） （事務） 第13条　委員会の事務は、関係部署の協力を得て、企画課において処理する。 ２　（略） ３　基金（前項の基金を除く。）の受入れ及び運営等に関する事務は、関係部署の協力を得て、企画課において処理する。	本則 （組織） 第９条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4)　（略） (5)　学務部長 (6)　研究・財務戦略部長 (7)　総務・経営企画部長 (8)　（略） （事務） 第13条　委員会の事務は、関係部署の協力を得て、総務・経営企画部企画課において処理する。 ２　（略） ３　基金（前項の基金を除く。）の受入れ及び運営等に関する事務は、関係部署の協力を得て、総務・経営企画部企画課において処理する。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。